

議員提出議案第2号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年3月18日

提出者	杉並区議会議員	大和田	伸
	同	横山	えみ
	同	太田	哲二
	同	大泉	やすまさ
	同	山田	耕平
	同	そね	文子
	同	佐々木	浩
	同	増田	裕一
	同	川原口	宏之
	同	浅井	くにお
	同	けしば	誠一
	同	井口	かづ子

杉並区議会議長 大熊昌巳様

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「保健福祉部」の次に「及び子ども家庭部」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

杉並区組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の整備を図る必要がある。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保健福祉委員会 10人 保健福祉部及び子ども家庭部に 関する事項</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保健福祉委員会 10人 保健福祉部_____に 関する事項</p> <p>(4)及び(5) 略</p>